

## I 県民経済計算の概念

### 1 県民経済計算の目的

県民経済計算は、県経済の生産・分配・支出の各面や経済主体間における所得の循環を把握し、県経済の実態を包括的に明らかにして、県自体の財政経済施策に役立てることを目的とするとともに、国民経済における県民経済の位置を示し、さらに、他都道府県との比較を可能にすることによって、国民経済の地域的分析と地域施策にも役立たせようとするものである。

### 2 県民経済計算の推計方法の変遷

1968(昭和43)年に、国際連合から加盟各国に対して国民経済計算体系の国際標準方式である「68SNA」(A System of National Accounts 1968)が勧告されて以来、経済社会は大きく変わり、政府の役割の変化や、通信、コンピュータなどに代表されるサービス活動の重要性の増大、金融市場の複雑化などが急速に進んだ。

このため、時代の変化に対応したSNAを構築すべく、国際連合などでの共同変更作業を経て、1993(平成5)年に「93SNA」が国際連合加盟国に勧告された。これを受けて、日本でも22年ぶりの改定がなされ、2000(平成12)年12月公表の「平成11年度国民経済計算」から「93SNA」に移行した。

その約15年後に当たる2009(平成21)年には、「93SNA」策定後の経済・金融環境の変化を踏まえた改定版として、「08SNA」が採択され、日本では2016(平成28)年12月公表の「平成27年度国民経済計算」から「08SNA」に移行を始め、2020(令和2)年12月に2015年(平成27年)基準改定を行った。

一方、県民経済計算においても、同様に「08SNA」への移行の検討が行われ、2017(平成29)年3月に内閣府経済社会総合研究所から「08SNA」に基づく『県民経済計算標準方式(2011年(平成23年)基準版)』が提示された後、更に「08SNA」に沿って「中央政府の扱い」の見直しを行ったこと等に伴い、2022(令和4)年2月に『県民経済計算標準方式(2015年(平成27年)基準版)』が提示され、表章形式や項目の名称・概念などについて変更がなされた。

これにより、本県を含めた全都道府県及び政令指定都市では、「令和元年度県民経済計算」からこの新たな推計方法に基づいた推計を行っている。

### 3 県民経済計算の基本的な考え方

県民経済計算とは、都道府県という行政区域において、一定期間(会計年度)の生産活動により、新たに生産された最終生産物の価値(付加価値)を金額で評価し、計量したものである。さらに、この生産活動に参加した労働や資本などの生産要素の所得(要素所得)となり、次いで、消費又は投資などに支出される、という経済循環の態様を把握するものである。

製造業、サービス業などの各産業は、労働者や機械・設備などを使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって合計したものが生産総額(産出額)である。

しかし、この中には、生産にあたって原材料などとして投入された、いわゆる中間生産物(中間投入額)が含まれているので、生産総額(産出額)から中間投入額を除くことにより、生産活動によって新たに生み出された付加価値(総生産)が得られる。

$$*総生産 = 産出額 - 中間投入額$$

さらに、その中には、建物や設備などが生産過程において減耗する価格分(固定資本減耗)が含まれており、その部分を除くことにより、正味の付加価値(純生産)が得られる。

$$*純生産 = 総生産 - 固定資本減耗$$

こうして生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した各生産要素に、すなわち労働者には賃金、企業には利潤などの形で分配され、この分配された付加価値は、消費や投資などの形で支出される。

このように、経済活動は<生産→分配→支出>という循環を繰り返すが、これらは、同一の価値の流れをそれぞれ異なった側面からとらえたものであり、<生産=分配=支出>の関係が成り立つ。これを「三面等価の原則」という。

#### 4 「県内」と「県民」

県民経済計算の把握には、県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）の2つの考え方がある。

前者は、県という行政区域内で生み出された付加価値を、その生産に従事した者の居住地を問わず把握するものである。一方、後者は、県内の居住者が地域を問わず生み出した所得を把握するものである。

#### 5 市場価格表示と要素費用表示

純生産（総生産－固定資本減耗）の表示には、市場価格表示と要素費用表示とがある。

市場価格表示とは、市場で取引される価格（生産者価格・購入者価格）で評価する方法をいう。また、要素費用表示とは、生産要素に対して支払った費用（賃金、地代、利子など）で評価する方法をいう。

これら2つの表示方法によって推計された純生産は、次のように関連づけられる。

$$\begin{aligned} *(\text{市場価格表示の})\text{純生産} &= (\text{要素費用表示の})\text{純生産} + \text{生産} \cdot \text{輸入品に課される税} - \text{補助金} \\ & \quad (\text{「生産} \cdot \text{輸入品に課される税」及び「補助金」は、「II 各統計表の用語解説」の} \\ & \quad \text{「4-4 経済活動別県内総生産及び要素所得」を参照}) \end{aligned}$$

神奈川県県民経済計算では、特に断りのない限り、県内総生産（生産側・支出側）は市場価格表示、県民所得は要素費用表示による値を指している。

#### 6 総（グロス）と純（ネット）

付加価値を評価するにあたって固定資本減耗（いわゆる減価償却費）を含むものを「総（グロス）」概念という。これに対して固定資本減耗を控除したものを「純（ネット）」概念といい、式で表すと次のようになる。

$$*(\text{市場価格表示の})\text{純生産} = (\text{市場価格表示の})\text{総生産} - \text{固定資本減耗}$$

#### 7 名目と実質及び連鎖方式

「名目」とは、年々の時価を評価基準として付加価値を表したものである。これに対して「実質」とは、物価変動を除いた経済の実質的な伸びを見る場合に用いられ、神奈川県県民経済計算では、「連鎖方式」（平成27暦年連鎖価格）により、県内総生産（生産側）及び県内総生産（支出側）の「実質」値を作成し、この対前年度増減率を実質経済成長率としている。

なお、「連鎖方式」とは、前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続させて計算していく方法である。

#### 8 経済活動別分類

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。（詳細は、巻末の「（参考）県民経済計算の経済活動別分類の内容」を参照）

また、実際の作業を行う事業所などは市場生産者と非市場生産者にも分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者である。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格（売上高が生産費用の50%を下回る場合の価格）で供給される生産物の生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体が該当する。

#### 9 制度部門別分類

制度部門別分類は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的などを基に、次の5つに大別される。

##### (1) 非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての居住者である非金融法人企業又は準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

## (2) 金融機関

主に金融仲介活動又は金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動（金融仲介活動を円滑、促進する活動）に従事しているすべての居住者である法人企業又は準法人企業である。金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

## (3) 一般政府

中央政府（国）、地方政府（県、市町村）、社会保障基金（全国単位、地方単位）のほか、それらによる支配（所有による支配又はその他の根拠による支配）があり、かつ、市場性の無い団体も含まれる。

なお、中央政府及び全国社会保障基金（中央政府等）の地域事業所は、2011年(平成23年)基準においては県内に所在する制度単位として扱っていたが、2015年(平成27年)基準では、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としてはいずれの地域にも属さない擬制的な地域（準地域）に所在するものとされた。

そのため、県民経済計算の制度部門「一般政府」は、2015年(平成27年)基準では、地方政府及び地方社会保障基金（地方政府等）からなるものと変更された。

## (4) 対家計民間非営利団体

政府による支配（所有による支配又はその他の根拠による支配）があるものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成される。具体的には教育（私立学校など）・宗教・労働団体などが含まれる。

## (5) 家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部又は全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団。自営の個人企業も含まれる。これは、家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業又は準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益となるために活動しているとみなされ、その企業は、その家計自身と不可分のものとみなされることによる。

## 10 県民経済計算の勘定体系

県民経済計算における勘定体系は、県民経済計算の循環構造を一貫した形でとらえるとともに、国民経済計算との関連を考慮し、国民経済計算の勘定体系に準じた体系がとられており、主要な部分として「基本勘定」及び「主要系列表」がある。

「基本勘定」のうち、「統合勘定」は、一定期間における県の経済活動の結果を総括したものを、「制度部門別所得支出勘定」は、県内における5つの制度部門（非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体）ごとの経常的取引を表示する。

「主要系列表」は、「経済活動別県内総生産（生産側）」、「県民所得及び県民可処分所得（分配）」及び「県内総生産（支出側）」で構成されており、生産・分配・支出の各面の状況を表示する。さらに、物価変動を考慮した「経済活動別実質県内総生産（生産側）」及び「実質県内総生産（支出側）」並びに実質値を求めるための物価指数である「経済活動別県内総生産（デフレーター：連鎖方式）」及び「県内総生産（支出側、デフレーター：連鎖方式）」を別に表示する。

## II 各統計表の用語解説

### 1 主要系列表

#### 1-1 経済活動別県内総生産（名目）

#### 1-2 経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）

#### 1-3 経済活動別県内総生産（デフレーター：連鎖方式）

経済活動別県内総生産（生産側）とは、各年度内に県内各経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を経済活動別に示したものである。

これは、県内概念によってとらえられたもので、県内で生産された生産物であれば、県外居住者に対して分配されるものも含まれるが、その源泉が県外における生産に係るものは、含まれない。

##### (1) 県内総生産（生産側・生産者価格表示）

県内の生産活動によって新たに生じた付加価値の合計であり、産出額から中間投入額（原材料、燃料などの物的経費及びサービス経費など）を控除したものに当たる。

（産出額、中間投入は、「4-4 経済活動別県内総生産及び要素所得」を参照）

##### (2) 輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、間税、輸入品に係る内国消費税からなる。各経済活動における特定及び把握が難しいため、一括して計上している。

なお、関税とは関税定率表に基づいて輸入品に課す税、内国消費税とは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」で定義されているものである。

##### (3) 総資本形成に係る消費税

「4-4 経済活動別県内総生産及び要素所得」を参照。

##### (4) デフレーター

実質値を算出するために用いる指数で、各種の物価指数を利用して作成する。

ただし、県内総生産（生産側）及び県内総生産（支出側）デフレーターは、名目値を実質値で除すことによって求めており、インプリシット・デフレーターと呼ばれる。

#### 1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配

県の居住者（県民）及び県内事業所が生産活動に対して、その所有する生産要素を提供することによって受け取る（分配される）現金・現物など、所得の総額であり、県民雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得等からなる。

##### (1) 県民雇用者報酬

県内に居住地を有する雇用者が労働の報酬として、雇主から受け取る一切の現金及び現物給与をいう。

これらの所得は、税金及び雇用者の社会保険料負担の控除前の金額で計上され、役員給与手当、議員歳費、給与住宅差額家賃、雇主の社会負担が含まれる。

##### ア 賃金・俸給

賃金・俸給は、現金及び現物給与、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費及び委員報酬、給与住宅差額家賃、副業所得を加えたものである。

なお、給与住宅差額家賃とは、社宅などで市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合の従業者の支払家賃とその時価（市中平均家賃）との差額のことであり、現物給与の一種とみなし、ここに計上する。

## イ 雇主の社会負担

雇主の社会負担は、雇主の現実社会負担及び雇主の帰属社会負担からなる。

### (ア) 雇主の現実社会負担

「雇主の現実年金負担」と「雇主の現実非年金負担」からなる。

「雇主の現実年金負担」は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分（会計基準対象となる部分）も含まれる。

「雇主の現実非年金負担」には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

### (イ) 雇主の帰属社会負担

「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」からなる。

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業において、その雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものと定義される。

$$\text{雇主の帰属年金負担} = \text{現在勤務増分} + \text{年金制度の手数料} - \text{雇主の現実年金負担}$$

「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金（会計基準非対象となる部分）の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

## (2) 財産所得（非企業部門）

「財産所得」とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。

利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）が該当するが、構築物（住宅を含む）、設備、機械など再生産可能な有形固定資産にかかる賃貸料は、サービスの販売とみなされて、財産所得には含まれない。

なお、財産所得（非企業部門）とは、5つの制度部門のうち、ア～ウで表章している非企業3部門の財産所得を指し、非金融法人企業、金融機関といった企業部門の財産所得は含まない。

### ア 一般政府（地方政府等）

県、市町村及び地方社会保障基金の財産所得（利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得、賃貸料）の受取、支払を計上する。

### イ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体の財産所得（利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得、賃貸料）の受取、支払を計上する。

### ウ 家計

家計（個人企業を除く）の利子の受取と支払、配当と賃貸料の受取、その他の投資所得を計上する。

(ア) 利子

特定の種類の金融資産（例えば、預金、債務証券、貸出等）の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得をいう。

なお、利子には金融仲介サービスの対価が反映されていることから、受取利子、支払利子ともにFISIM分の調整を行っている。

\*FISIM

FISIMとは、「金融仲介機関が供給する、明示的に料金を課さないサービス」である。金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（金融仲介機関に資金を貸す預金者には他の場合よりも低い利率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利率を課する。）。こうしたサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものがFISIMである。

(イ) 配当

株式・出資金に対する配当（家計の場合、個人が法人から受ける利益又は利息の配当、剰余金の分配など）からなる。

(ウ) 法人企業の分配所得

法人企業の分配所得は、「配当」、「準法人企業所得からの引き出し」及び「海外直接投資に関する再投資収益」からなる。

「準法人企業所得からの引き出し」は、法人企業ではないが、これと同様に行動する制度単位である「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金である。具体的には、海外支店からの収益のほか、公営住宅使用料が含まれる。

「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益を指す。

(エ) その他の投資所得

投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得以外のものが含まれる。主たるものとして、生命保険や非生命（損害）保険の帰属収益（保険契約者の資産から生じる投資所得）及び保険契約者配当が含まれる。

(オ) 賃貸料

土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が、他の制度単位（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料である。

なお、住宅やその他の建物、機械設備などの賃貸料は、サービスの販売とみなす。

(3) 企業所得

\*企業所得＝営業余剰・混合所得＋企業分の財産所得の(受取－支払)

(営業余剰・混合所得は、「4-4 経済活動別県内総生産及び要素所得」を参照)

ア 民間法人企業

法人企業の分配所得受払後の県内民間法人企業の所得である。

イ 公的企業

政府により支配（所有による支配又はその他の根拠による支配）されている企業及び企業特別会計に属する県内の公的企業の純損益により把握される。

ウ 個人企業

個人が企業の主体となり、家族の労働などを使って企業を運営して得た所得（兼業所得を含む）で、住宅自己所有による帰属家賃（「1-5 県内総生産（支出側、名目）」(1)イを参照）を含む。

(4) 生産・輸入品に課される税、補助金

「4-4 経済活動別県内総生産及び要素所得」を参照。

(5) 経常移転

移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨、サービス又は資産をも受け取ることなしに、財貨、サービス又は資産を他の単位に対して供給する取引として定義される。経常移転は、支払側の資産の処分ではなく、経常的な収入の中から充てられ、また、受取側の総資本形成、土地購入又は金融資産形成の源泉とならない移転である。経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。

ア 所得・富等に課される経常税

主に、生産活動又は資産の貸借から得られる家計の所得、企業の利潤などに課される税及び家計による自家用車など生産活動に結びつかない資産の保有に課される税からなる。

所得・富等に課される経常税は、「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。所得に課される税には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税（所得割、法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割、法人税割）、日本銀行納付金等が、その他の経常税には家計の負担する自動車関連諸税、事業税、道府県民税や市町村民税の個人均等割、国際観光旅客税のうち居住者家計分等が含まれる。

家計が負担する自動車関連諸税が、生産・輸入品に課される税ではなく、所得・富に課される経常税に記録されるのは、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結び付くものではないからである。

イ 純社会負担

社会保障制度に対する負担であり、「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除したものである。

(ア) 雇主の現実社会負担

(イ) 雇主の帰属社会負担

「1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」(1)イ(ア)及び(イ)を参照。

(ウ) 家計の現実社会負担

社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。

例えば、社会保障の厚生年金制度の場合、雇主と雇用者が社会保険料を折半しているが、このうち雇用者負担分が本項目に記録される（雇主分は「雇主の現実社会負担」に記録）。

(エ) 家計の追加社会負担

財産所得の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来家計に帰属するものであり、国民経済計算体系では、一旦、金融機関から家計に支払われた形とするが、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に払い戻されるという迂回処理が採られている。

(オ) 年金制度の手数料

年金基金に係る制度の運営費用を指すもので、雇主と家計の社会負担の合計からこれを控除することで、「純社会負担」が導かれる。ここで控除された年金制度の手数料は、家計の可処分所得に一旦含まれ、そこから最終消費支出として支出される扱いとなる。

#### ウ 現物社会移転以外の社会給付

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えという見方を前提として、家計に対して支払われる経常移転として扱う。このうち、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が「現物社会移転以外の社会給付」として記録される。具体的には、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。

##### (ア) 現金による社会保障給付

一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付である。

具体的には、厚生年金、国民年金、雇用保険に基づく給付金、児童手当等が該当する。

##### (イ) その他の社会保険年金給付

一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付である。

具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。

##### (ウ) その他の社会保険非年金給付

社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指す。

##### (エ) 社会扶助給付

社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。受取側では家計、支払側では一般政府、対家計民間非営利団体のみ記録される。一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

##### (参考) 現物社会移転

一般政府又は対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す。一般政府又は対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したもの（市場産出の購入）であるか、非市場産出として生産したもの（非市場産出）かに分かれる。

「現物社会移転（市場産出の購入）」とは、一般政府が家計に現物の形で支給することを目的に市場生産者から購入する財貨・サービスを指す。具体的には、医療保険及び介護保険における医療費及び介護費のうち保険給付分や、公費負担医療給付、義務教育に係る政府による教科書購入費等が含まれる。

「現物社会移転（非市場産出）」とは、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。具体例としては、一般政府の支払については、公立保育所や国公立学校、国立の美術館等の産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分が、また、対家計民間非営利団体の支払については、私立保育所や私立学校等の全ての対家計民間非営利サービスの産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分がある。

なお、統計表の「経常移転」には現物社会移転は含まれず、「3 制度部門別所得支出勘定」の一般政府（地方政府等）の支払及び家計の受取に参考項目として表章される。

#### エ その他の経常移転

経常移転のうち、所得・富等に課される経常税や社会負担、社会給付以外のものを指し、非生命保険金や非生命純保険料、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

(ア) 非生命保険金

損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。

(イ) 非生命純保険料

非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。

(ウ) 一般政府内の経常移転

①地方政府（県・市町村）及び地域単位の社会保障基金（国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、地方公務員共済組合等。以下「地方社会保障基金」という。）の相互間の経常移転、②県内の地方政府・地方社会保障基金と中央政府、全国単位の社会保障基金（健康保険、厚生年金、国民年金、労働保険、国家公務員共済組合等。以下「全国社会保障基金」という。）との間の経常移転、及び③県内の地方政府・地方社会保障基金と県外の地方政府・地方社会保障基金との経常移転からなる。

(エ) 他に分類されない経常移転

「その他の経常移転」のうち、上記の非生命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転を除く分を指す。

具体的には、一般政府により強制的に課せられた罰金・科料（道路交通法違反に伴い課される罰金及び科料等）、個人間の仕送り、贈与・寄付（義援金を含む）等の移転、対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄付、社会給付を除く一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等が含まれる。

(6) 県民可処分所得

可処分所得とは、制度部門ごとの経常収入（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得等の受取）の合計から経常支出の合計を控除したもので、手元に残った処分可能な所得を示している。

各制度部門の可処分所得を合計した県民全体の可処分所得が「県民可処分所得」であるが、これは市場価格表示の県民所得に経常移転の受取（純）を加えたものに等しい。また、支払の面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に区分される。

（制度部門の所得支出勘定は、「3 制度部門別所得支出勘定」を参照）

1-5 県内総生産（支出側、名目）

1-6 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）

1-7 県内総生産（支出側、デフレーター：連鎖方式）

所得を支出面（消費及び投資）からとらえたものであり、市場価格表示により表示される。

また、市場価格表示される県内総生産（支出側）に域外からの要素所得（純）を加えたものが「県民総所得」となる。

(1) 民間最終消費支出

県内に居住する家計（個人企業を除く）が行う財貨・サービスの取得に対する支出及び対家計民間非営利団体の自己消費をいう。

ア 家計最終消費支出

家計が行う消費活動のための支出をいう。農家における農産物の自家消費なども含まれるが、仕送金、贈与金、罰金、手数料などは、移転的なものであり、消費支出とはみなされない。

また、自己所有住宅（持ち家）については、帰属家賃を計算して消費支出に計上している。

#### イ 帰属家賃

実際には、家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても通常の借家や借間と同様のサービスが生産・消費されるものと仮定して、それを市場価値で評価した帰属計算上の家賃をいう。生産では「不動産業」の生産額、分配では「個人企業所得」の営業余剰に含まれる。

#### ウ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利サービス生産者の産出額から、家計に対する財貨・サービスの販売額や総固定資本形成に充てられる部分を控除したものをいう。これは、家計への販売収入は生産コストをカバーし得ず、その差額を自己消費したものとみなされるためである。

### (2) 地方政府等最終消費支出

県内に所在する地方政府等に属する事業所の財貨・サービスに対する経常的支出であり、人件費、物件費などからなる。具体的には、一般政府（地方政府等）の産出額（中間消費＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から他部門に販売した額（財貨・サービスの販売）や総固定資本形成に充てられる部分を差し引き、現物社会移転（市場産出の購入）を加えたものを、自ら消費したものとして計上する。

なお、2015年（平成27年）基準では、中央政府等の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるという扱いとされるため、域外への「移出」として計上する。

（現物社会移転（市場産出の購入）は、「1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」（5）ウ（参考）現物社会移転を参照）

### (3) 総資本形成

民間企業及び公的企業、一般政府、家計及び対家計民間非営利団体が県内において行う投資活動のための支出をいい、総固定資本形成と在庫変動に区分される。

#### ア 総固定資本形成

建築物（住宅を含む）、構築物、機械設備などへの支出をいう。ただし、経常的に支出される維持補修費は、中間消費として除外される。

また、建物、道路、ダム、港湾などの建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれる。鉄道用レール及び電線などの取替資産の取替分も、総固定資本形成に含まれる。

なお、土地については、土地造成などによる価値の増加分のみ総固定資本形成として計上され、土地の購入費や地価の上昇分は計上されない。

#### イ 在庫変動

企業及び一般政府などの原材料、仕掛品、製品、商品などの物量的増減を市場価格で評価したものをいう。

なお、船舶などの移動性償却資産の仕掛工事分は、受注者の在庫変動に計上される。

### (4) 財貨・サービスの移出入（純）

居住者而非居住者との間の財貨・サービスの受払や、居住者の域外消費・非居住者の域内消費（直接購入）からなる。ただし、要素所得（労働・資本）に係るものは除かれる。

### (5) 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章する。

県民経済計算では、国民経済計算とは異なり、支出系列側に記録する。

(6) 域外からの要素所得（純）

県民所得から県内純生産（要素費用表示）を差し引いて求められるもので、域外との所得の受払には、雇用者報酬、財産所得などが含まれる。

(7) デフレーター

「1-3 経済活動別県内総生産（デフレーター：連鎖方式）」(4)を参照。

## 2 統合勘定

### 2-1 県内総生産勘定（生産側と支出側）

県内総生産勘定（生産側と支出側）は、主要系列表を統整合理して作成される総括的な勘定であり、県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側からとらえるものである。

支出側は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したもので、生産側は、県内活動における付加価値総額を市場価格によって評価したものとなっている。

なお、市場価格表示の県内総生産（生産側）は、経済活動別の要素費用表示の県内純生産に、固定資本減耗と生産・輸入品に課される税を加え、補助金を控除したものと等しくなる。そして、市場価格表示の県内総生産（支出側）は、主要系列表の県民総所得から域外からの要素所得（純）を控除したものである。

### 2-2 県民可処分所得と使用勘定

県民可処分所得と使用勘定は、制度部門別所得支出勘定を統整合理して作成される勘定であり、県民経済を全体としてみた場合の可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかを表したものである。

県民可処分所得は、県内雇用者報酬、県外からの雇用者報酬の受取から県外への支払を差し引いた県外からの雇用者報酬受取（純）、営業余剰・混合所得、域外からの財産所得の受取から県外への支払を差し引いた域外からの財産所得の受取（純）、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）、域外からの経常移転の受取から域外への支払いを差し引いた域外からの経常移転の受取（純）で構成される。

なお、県民可処分所得の使用は、各制度部門の最終消費支出と貯蓄で構成される。貯蓄は、県民可処分所得から民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出を控除したものである。

### 2-3 域外勘定（経常取引）

域外勘定は、域外との経常取引について、域外の視点から記録されている。

経常取引は、財貨・サービスの移出入（純）に加えて、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府）、財産所得及び経常移転の受払が記録され、バランス項目として支払側に経常収支（域外）が設けられている。

なお、雇用者報酬は県内に常時居住する雇用者の報酬であり、これに係る地域区分は「県内・県外」である。

## 3 制度部門別所得支出勘定

- 3-1 非金融法人企業
- 3-2 金融機関
- 3-3 一般政府（地方政府等）
- 3-4 対家計民間非営利団体
- 3-5 家計（個人企業を含む）

制度部門別所得支出勘定は、5つの制度部門（非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体）別に作成される。

これは、生産活動の結果、発生した付加価値（所得）が、どの制度部門に配分され、さらに各制度部門間及び域外との様々な移転取引が行われるなかで、それらが最終的にどのように再配分（所得移転）され、その結果、処分可能となった所得（可処分所得）を、最終消費と貯蓄にどう振り分けたかを、体系的に表したものである。

（各表章項目については、「1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照）

## 4 付表

### 4-1 一般政府(地方政府等)の制度部門別所得支出取引

地方政府である県と市町村、及び地方社会保障基金の3部門について、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、一般政府（地方政府等）が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

（各表章項目については、「1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照）

### 4-2 社会保障負担の明細表（県民ベースの家計及び雇主の支払）

社会保障負担は、社会保障基金に対する県民概念による家計及び雇主の負担金である。この表では、社会保障基金に属する制度ごとに雇主及び家計の負担の額をそれぞれ表している。

なお、域外にある全国社会保障基金への負担も含まれる。

（表章項目である「現実社会負担」は、「1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」(1)イ(ア)及び(5)イ(ウ)を参照）

### 4-3 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表（社会保障関係）

社会保障基金から県民ベースの家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）、その他の社会保険非年金給付（退職一時金の一部、公務災害補償等）及び社会扶助給付（生活保護費等）を制度ごとに表している。

なお、域外にある全国社会保障基金からの移転（域外からの受取）も含まれる。

（表章項目である「現物社会移転以外の社会給付」及び「現物社会移転（市場産出の購入）」は、「1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」(5)ウを参照）

### 4-4 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産及び要素所得は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料費などの物的経費及びサービスの経費など）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計している。

そして、これで求めた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から、固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求め、次いで、これから「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を控除して県内要素所得を推計し、さらに、これから雇用者報酬を控除して営業余剰・混合所得を求める。

なお、この表の雇用者報酬は、県内ベースの推計値であり、「1-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」における県民ベースの推計値とは、計数が異なっている。

#### ア 産出額

製造業、サービス業などの各産業は、労働者や機械・設備などを使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産するが、産出額とは、この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって合計したものである。

#### イ 中間投入額

生産過程で費消された原材料・光熱水道・間接費等の財貨・サービスの総計をいう。

#### ウ 固定資本減耗

生産の過程において生じる構築物や機械設備などの再生産可能な有形固定資産の減耗分を時価評価したもので、通常の摩耗及び損傷分を補てんするのに必要とされる額（減価償却費）と、予想される陳腐化及び通常生ずる程度の偶発事故による損失（資本偶発損）からなる。

#### エ 生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に際して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められ、かつ、その負担が最終購入者に転嫁されるものをいう。そして、これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で、「所得・富等に課される経常税」と区別される。

例えば、自動車税は、企業においては「生産・輸入品に課される税」、家計においては「所得・富等に課される経常税」に区分される。

なお、具体的には、消費税、酒税、関税、印紙税、法人・個人事業税、不動産取得税などがあげられる。特殊な例としては、日本中央競馬会納付金などの特定の公的企業の通常の利益マージンを超えた分も、財政収入を目的として徴収することから「生産・輸入品に課される税」に含まれる。

#### オ 補助金

産業振興あるいは製品の市場価格を低下させるなどの政府の政策目的によって、政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において、収入として処理される経常的交付金をいう。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入も補助金に含まれる。補助金によって、その額だけ市場価格が低められるため、負の間接税とみなすことができる。

なお、投資、資本資産、運転資産の損失の補償のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく、資本移転に分類されるほか、〇〇補助金という名称であっても地方自治体、対家計民間非営利団体などの産業以外の主体に支払われる場合は含まれない。

#### カ 雇用者報酬（県内概念）

ここでの雇用者報酬は、県内概念によるもので、県内における生産活動に労働を提供した雇用者への分配額をいう。したがって、県民所得（分配面）における雇用者報酬（県民概念）とは、域外からの要素所得（純）のうち雇用者報酬の分だけ差異が生じる。

#### キ 営業余剰・混合所得

\*営業余剰・混合所得＝県内要素所得－雇用者報酬

\*県内要素所得＝産出額－中間投入額－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税＋補助金

生産活動によって生み出された付加価値のうち、企業の営業活動によるものを計上する。したがって、営業余剰・混合所得は、市場での利益追求を目的とする市場生産者においてのみ生じ、非市場生産者である一般政府や対家計民間非営利団体には発生しない。なお、家計部門の「混合所得」については、家計のうち個人企業（持ち家分を除く）に対応する概念である。

#### ク 総資本形成に係る消費税

消費税の課税業者が投資を行った際、その投資財に含まれる消費税額については、自ら納める消費税額から控除することができる。このため、課税業者が投資財の購入に要するコストは、消費税抜きの額とみなすことができる。こうした観点から、県内総生産（支出側）における総資本形成の額は、仕入税額控除できる消費税額が含まれないものを計上する方式をとっている。

一方、生産系列からみると、付加価値の額は、すべて消費税を上乗せした市場価格で評価せざるを得ない。したがって、支出面と生産面を一致させるために、各部門の付加価値の合計から総資本形成に係る消費税額を一括計上して控除する。

#### 4-5 経済活動別県内就業者数

#### 4-6 経済活動別県内雇用者数

経済活動別の労働投入量を、就業者数及び雇用者数で表したものである。

ただし、ここで表章された計数は、1人で複数の仕事を兼ねている者（例えば、自営業主を本業としながら、副業として雇用者である者）については、複数人として計上している。このため、1人1就業の概念をとっている「国勢調査」などから得られる計数とは異なっている。

### 中央政府等の取扱いについて

2015年(平成27年)基準では、中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）の活動は一国に及び、そのすべてを地域に配分することはできないことから、中央政府等の地域事業所は、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としてはいずれの地域にも属さない擬制的な地域（準地域）に所在するものとされた。これにより、地域区分の名称を次のように使い分ける。

地理的な区分：県内、県外

制度単位による概念的な区分：域内（自県の制度部門が所在する概念上の地域）、  
域外（他県の制度部門及び中央政府等が所在する概念上の地域）

生産・分配・支出の各面においては、中央政府等の地域事業所は次のとおり取り扱われる。

生産面：中央政府等の地域事業所の生産活動で産出されるものは、所在する地域の産出額として計上される。

分配面：中央政府等の財産所得・経常移転の受払い等は、準地域に属する域外の中央政府等と地域内制度部門との取引として計上される。そのため、中央政府等の地域事業所が主体となって行う財産所得・経常移転の受払い、生産・輸入に課される税の受取等は、県民所得及び県民可処分所得に計上されない。

支出面：中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が消費するため、中央政府等の最終消費支出は財貨・サービスの移出として計上される。

また、中央政府等の地域事業所の総固定資本形成は、所在する地域のものとして計上される。

(参考) 県民経済計算の経済活動別分類の内容

経済活動別分類		内容
農林水産業		米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業、林業、漁業・水産養殖業
鉱業		石炭・原油・天然ガス鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業
製造業	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業
	繊維製品	化学繊維製造業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業、身回品製造業
	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
	化学	基礎化学製品製造業、その他の化学工業
	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業
	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
	一次金属	製鉄業、その他の鉄鋼業、非鉄金属製造業
	金属製品	金属製品製造業
	はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス製造業
	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業
	情報・通信機器	通信機械・同関連機器製造業、電子計算機・同附属装置製造業
	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械・同修理業
その他の製造業	印刷・製版・製本業、木材・木製品製造業、家具製造業、皮革・皮革製品・毛皮製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、その他の製造業	
電気・ガス・水道・廃棄物処理業		電気業、ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業、 (政府) 下水道、廃棄物処理
建設業		建築業、土木業
卸売・小売業		卸売業、小売業
運輸・郵便業		鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業、郵便業、 (政府) 水運施設管理、航空施設管理
宿泊・飲食サービス業		飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所
情報通信業		電信・電話業、放送業、 情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業
金融・保険業		金融業、保険業
不動産業		住宅賃貸業、不動産仲介業、不動産賃貸業
専門・科学技術、業務支援サービス業		研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、 その他の対事業所サービス業、獣医業、 (政府) 学術研究、(非営利) 自然・人文科学研究機関
公務		(政府) 公務
教育		教育、(政府) 教育、(非営利) 教育
保健衛生・社会事業		医療・保健、介護、 (政府) 保健衛生、社会福祉、(非営利) 社会福祉
その他のサービス		自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、 洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、 (政府) 社会教育、(非営利) 社会教育、その他